

福岡県公報

平成二十六年三月七日
第三千五百七十七号
増刊
②

目次

訓令(第二号)

○福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………

再掲

○福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(港湾課) ……………

訓令

福岡県訓令第二号

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月七日

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 小川 洋

別表中

職員が、その養育する中学校就学の始期に達するまでの子(当該職員の配偶者の子を含む。以下同じ。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

一の年において五日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日)の範囲内の期間

を

義務教育終了前の子(配偶者の子を含む。以下同じ。)を養育する職員が、当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)

一の年において次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日数を合計して得られた日数(当該合計して得られた日数が十日を超える場合にあっては、十日)の範囲内の期間

- 一 中学校就学の始期に達するまでの子 五日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあっては、十日)
- 二 前号に掲げる子以外の子 三日(その養育する前号に掲げる子以外の子が二人以上の場合にあっては、六日)

に改め、同

表備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 この表中「学校等が実施する行事」とは、保育所、幼稚園、小学校及び中学校が実施する入学(園)式、卒業(園)式、家庭訪問、授業(保育)参観、運動会、学会その他これらに類するものをいう。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十六年二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六号

福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県港湾施設管理条例施行規則(昭和五十一年福岡県規則第四十四号)の一部を次

のように改正する。

別表第二荷役ホッパーの項中「七・七四」を「七・九四」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、福岡県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第一号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡県港湾施設管理条例施行規則の規定は、施行日以後にされる福岡県港湾施設管理条例の規定による港湾施設の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前にされた同条例の規定による港湾施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。